

## 令和6年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年8月26日(月) 午前9時30分～午前10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 斎藤 昇                      2番 二上 茂雄                      3番 池之谷 昭治  
5番 肥沼 一彦                      6番 齊藤 喜代治                      7番 田中 宏  
8番 吉田 英和                      10番 栗原 明夫                      11番 栗原 茂  
12番 平岡 豊子                      13番 鹿島 正之助                      14番 肥沼 正明  
15番 中 茂紀                      16番 水村 英紀                      17番 新井 祥穂

欠席委員 4番 岩崎 良一                      9番 北田 良孝

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号13番 鹿島 正之助委員、14番 肥沼 正明委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野南二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は631平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字本郷字東上です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は449平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,955平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。初めに、申請地及び受人の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、受人の営農状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：適切に農業経営しています。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。初めに、申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 次に、受人の下富地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は199平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字南永井字大帖です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は507平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号3番、所在地は堀之内の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて1,608平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については、農地の面積が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、資材置場を設置するものです。

申請番号4番、所在地は堀之内の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて770平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は貸借権の設定です。農地区分については、農地の面積が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、資材置場を設置するものです。

以上4件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり

第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて5,793平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は838平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,979平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番及び2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：それでは、申請番号1番及び2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番及び2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番及び2番については、決定いたします。

議長：申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,380平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年11月1日から令和12年10月31日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字大光です。現況地目は畑で、面積は2,066平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年11月1日から令和12年10月31日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は東狭山ヶ丘五丁目です。現況地目は畑で、面積は2,021平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年11月1日から令和12年10月31日までの6年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて6,238平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年11月1日から令和12年10月31日までの6年間です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議願います。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。

議長： 申請番号3番及び4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号3番及び4番について審議します。初めに、東狭山ヶ丘地区について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 次に、三ヶ島地区について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号3番及び4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番及び4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番及び4番については、決定いたします。

## 5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出については、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出については、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出については、18件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出については、2件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、2件の証明の交付を行いました。

## 6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。

事務局： 所沢都市計画生産緑地地区の変更に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」としてよろしいでしょうか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。

事務局： 農業振興地域整備計画の変更についてに対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）